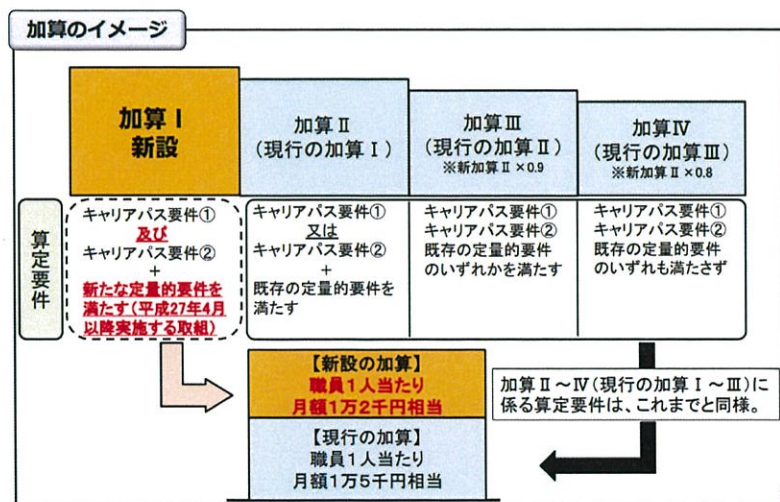


# 老人保健施設かみつが 介護職員等処遇改善について

## i : 介護職員処遇改善加算とは？

介護職員処遇改善加算とは、介護職員の給与を月額平均1.5万円相当引き上げる目的で平成21年度補正予算において創設された「介護職員処遇改善交付金」が原型となっており、これを継続する形で平成24年度から新たに、介護報酬の加算として位置づけられました。

さらに平成27年度の報酬改定において、職員の資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを推し進めるため、さらに月額平均1.2万円相当を上乗せ評価する新たな区分が加えられました。



この加算は介護職員の処遇改善を目的としているため、介護職員の賃金（給与・賞与・手当等）に反映させなければいけません。そのため、この加算で得た売上は、物品の購入や職員の福利厚生など、職員の賃金改善以外の用途に充てることはできません。

また、当加算の賃金改善の対象としているのは、「介護職員」であるため、介護職員の配置が想定されていない以下のサービスについては、当加算の対象外となっています。

- ・ (介護予防) 訪問看護
- ・ (介護予防) 訪問リハビリテーション
- ・ (介護予防) 居宅療養管理指導
- ・ (介護予防) 福祉用具貸与
- ・ 特定 (介護予防) 福祉用具販売
- ・ 居宅介護支援
- ・ 介護予防支援

## 加算率は？

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%		
・(介護予防)訪問入浴介護	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%	加算(Ⅳ)により算出した単位×0.9	加算(Ⅴ)により算出した単位×0.8
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

## 老健かみつがの処遇改善加算実績

サービス	令和3年度加算報酬額(円)
通所リハビリテーション	6,805,418
介護予防通所リハビリテーション	779,744
介護老人保健施設	14,512,885
短期入所療養介護	661,412
介護予防短期入所療養介護	2,971
合計	22,762,430

## 老健かみつがにおける支給方法と改善項目

1. 賃金支給方法：給与(令和2年6月分より賞与時支給から変更)

### 2. 改善項目

- ①定期昇給額(正規職員・非常勤職員)
- ②平成24年度初任給改正額(正規職員)
- ③手当(介護福祉士職種手当)
- ④法定福利費(15%)
- ⑤キャリアパス(通所送迎・入所夜勤・人事評価)

## ①定期昇給額(R4.4実績)

・正規職員の場合(産休・育休・病欠者を除く)

1ヶ月の昇給額合計	175,200円
昇給額範囲(一人/月額)	2,000円~10,800円
一人平均昇給額	4,610円

・非常勤職員

1ヶ月の昇給額合計 (労働時間)	8,810円(昇給額×月)
---------------------	---------------

一人平均昇給額(時給)	5円
-------------	----



## ⑤ キャリアパス（通所送迎・入所夜勤・人事評価）

### ・通所送迎

1ヶ月の支給額合計 約210,000円

1.6ℓ 超え車両（一日につき） 平日：400円、  
土・祝日：800円

1.6ℓ 以下車両（一日につき） 平日：200円、  
土・祝日：400円

### ・入所夜勤

1ヶ月の支給額合計 約450,000円

1夜勤につき 3,000円

### ・人事評価

前年度にっ評価された方に 500円/月支給

## 老健かみつがにおける支給額の計算方法



## ii : 介護職員等特定処遇改善加算とは？

介護職員等特定処遇改善加算とは、「経験・技能のある介護職員」の処遇改善を目的として、介護職員処遇改善加算に上乗せする形で介護報酬を加算して支給する制度として2019年10月より導入されました。

## 加算率は？

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%		
・(介護予防)訪問入浴介護	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

加算(Ⅲ)により算出した単位 × 0.9  
加算(Ⅴ)により算出した単位 × 0.8

## 老健かみつがの特定処遇改善加算実績

サービス	令和3年度加算報酬額(円)
通所リハビリテーション	2,896,406
介護予防通所リハビリテーション	331,806
介護老人保健施設	7,814,614
短期入所療養介護	356,076
介護予防短期入所療養介護	1,602
合計	11,400,504

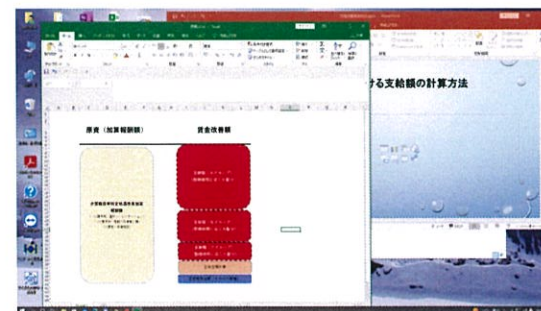
## 老健かみつがの配分対象

- a グループ : 経験・技能のある介護職員  
※老健かみつがでは、介護系施設で産休・育休期間を  
含め10年以上の経験を有する介護福祉士としている
- Bグループ : その他の介護職員 (a グループ以外の介護職員)
- Cグループ : その他の職種 (年収440万円以上の者は対象外)

## 配分のルール

1. 経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保
2. 経験・技能のある介護職員の平均処遇改善額は、その他の介護職員の2倍以上とすること  
※令和3年度介護報酬改定により「2倍以上」から「より高く」に変更となる
3. その他の職種(年収440万円以上の者は対象外)の平均処遇改善額は、その他の介護職員の2分の1を上回らないこと

## 老健かみつがにおける支給額の計算方法





### Ⅲ：介護職員処遇改善支援補助金とは？

国における「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員を対象に、賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保健施設に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費への支援することが目的である。

※上都賀厚生連は2022年4月1日より、この名称を「**介護職員**

**処遇改善支援手当**」とする。

### 加算率は？

表1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	2.1%
夜間対応型訪問介護	2.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.1%
(介護予防)訪問入浴介護	1.0%
通所介護	1.0%
地域密着型通所介護	1.0%
(介護予防)通所リハビリテーション	0.9%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	1.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.4%
(介護予防)認知症対応型通所介護	2.1%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1.6%
看護小規模多機能型居宅介護	1.6%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	2.0%
介護福祉施設サービス	1.4%
地域密着型介護老人福祉施設	1.4%
(介護予防)短期入所生活介護	1.4%
介護保健施設サービス	0.8%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0.8%
介護療養施設サービス	0.5%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))	0.5%
介護医療院サービス	0.5%
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	0.5%

### 老健かみつがにおける支給額

#### 介護職員処遇改善支援手当 (R4.4.1から)

1. 介護職員 5,000円/月  
※勤務時間に応じた配分
2. 看護師 1,500円/月  
※勤務時間に応じた配分

### 老健かみつがにおける支給額の計算方法

